

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（501）
2. 日 時：令和5年4月21日 10時00分～11時05分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官※、
大塚安全審査官※、小野安全審査官、平本安全審査専門職※、
上田審査チーム員、田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力安全・品質保証部長※、他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、オンラインで実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について（添五 r. 4. 0）
- （2）泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について（添五-9 r. 4. 0）
- （3）泊発電所3号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書（添十一 r. 4. 0）
- （4）泊発電所3号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書（添十一-9 r. 4. 0）
- （5）泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合状況について並びに発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書の記載方針及び記載内容について
- （6）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 添付書類十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な

体制の整備に関する説明書

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁植田ですそうしましたら本日のヒアリングを開始します本日は、北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可のうち、技術的能力、添付5と、
0:00:12	品質保証に関する添付11に関するヒアリングになります。そしたら事業者から説明をお願いします。
0:00:27	北海道電力の林です。ご説明を開始させていただきます。
0:00:31	添付書類5の説明をは、全部処理後としてご説明をさせていただきます。資料は1-1番がまとめ資料の本文1-2番が比較表。
0:00:41	1-3番が会合用のパワーポイント資料となっております。後適用は、昨日一番後ろの方の企画書の場合、1-2番の比較表を用いてさせていただきます。1-1、2番の資料をご覧ください。
0:00:53	まず、取りまとめた資料の-1ページからです。
0:00:57	2ポツで黄色ハッチングしている部分になりますけれども、今回、昨年の9月に一度資料をご提出させていただいておりましたけれども、その時点から、先行知見がさらに更新されているといったことを踏まえまして、リファレンスプラントを変更しております。
0:01:11	なっておりますけれども、申請者さんの書類を今回リファレンスとさせていただきますいております。
0:01:24	資料の構成といたしましては、基本的には、女川2号炉さんの有毒ガス防護を参照しております、適宜島根2号炉さんの審査実績を取り込む形としております。島根さんの実績を反映した箇所につきましては、層位理由欄に島根実績の反映ということで、識別するようしております。
0:01:40	続いて、2-A2、2種、2項で主な相違点になりますけれども、1ページめくっていただきまして取りまとめた資料-2ページをご覧ください。
0:01:51	主な相違点につきましてはこちらの表の2のほうに一覧でお示し、類型化という形でお示ししておりますけれども、そもそも会社組織自体が違うといったことに伴う組織体制の相違ですとか、
0:02:04	プラントの運開時期等含めた、運転実績、これまでの経験の相違といったそういった事実の相違というところが抽出されておりますけれども、
0:02:15	それぞれのプラントの組織であったり、
0:02:19	型式等に応じてですね、今回の添付書類5としての指針に適合しているという観点では、各社相違はないというふうに考えております。ご説明は以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	規制庁植田ですそうしましたら質疑に移りたいと思いますけれども、
0:02:42	まずはい。
0:02:44	大塚さんどうぞ。
0:02:46	規制庁大塚ですそれではまず私の方から確認させていただきます。
0:02:51	資料1-2の各表の上から順番に確認したいと思います。
0:02:57	まず、
0:02:59	a. 5-2ページをお願いします。
0:03:04	添5-2ページのはじめにの
0:03:08	次の1行目のところで、本申請にあたりってという記載があるんですけど、
0:03:14	5ページのところを見ていただくと、
0:03:18	ところ、5ページの真ん中辺にですね、また、
0:03:22	いう記載があつてまた変更にあたってはってというふうにあるんですけど、
0:03:27	あたりと当たってっていうところで、漢字を使つてるところとひらがなを使つてるところがあるので資料の中で統一をお願いします。
0:03:37	北海道電力の林です。拝聴いたしましたあたりを漢字に修正させていただきます大変失礼いたしました。
0:03:46	はい。規制庁大塚です。続きまして添5-3ページお願いします。
0:03:55	添5-3ページの、
0:03:58	真ん中辺の記載で、先行プラントとの、
0:04:02	記載を比較すると、
0:04:11	文書の記載。
0:04:12	下ですね。
0:04:13	豊島の部単位で、女川グループ単位で記載しているのに対して、泊和香単位で記載しているんですけど、
0:04:21	組織体制がどう違うのか、ちょっと説明お願いできないでしょうか。
0:04:28	北海道電力の林です。
0:04:31	組織体制の相違というところですけども、当グループとかというところですけども、単にそのグループとかという点に関しましては、どちらかという名称の相違に近いものだと思っておりますここ赤字で、
0:04:46	組織体制の増員とさせていただいている理由につきましては、それぞれの各業務について、幾つの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	下というかグループに分けて、業務を分担して所掌を定めているかですとか、そういった点で、
0:05:05	単にこのグループとかというところに名前が違うだけではなくて、業務の分担自体が異なっているという点で、赤字組織体制の統一をさせていただいているものであります。
0:05:22	規制庁大塚で生じました。だからこの記載の構文に合わせて書くには、泊の場合は課単位で書くのが一番ベストだったという。
0:05:32	ことでよろしいでしょうか。
0:05:34	北海道電力の林です。ご認識の通りです。こちらにつきまして別紙としまして保安規定の方をエビデンスとしてつけさせておりました、いただいております、そちらに記載の内容と整合する形で各社さん記載してるものになっております。
0:05:51	規制庁大塚です。承知しました。あと、同じページで、
0:05:57	今の記載のところで、緑色の記載でですね、真ん中辺に非常時の措置っていう記載があるんですけど、先行プラントでは、緊急時の措置っていうふうに記載してるんですけど、
0:06:10	ここの記載を変えたちょっと伊藤というのを説明お願いします。
0:06:16	北海道電力の林です。
0:06:18	こちらの件につきましても、
0:06:21	実際に別紙の方、
0:06:24	ご覧いただきながらご説明したいと思います。
0:06:32	別紙の
0:06:35	1の、
0:06:37	別紙の1の3番になりまして、ページ数でいきますと、少々お待ちください。
0:07:08	金神秋田。
0:07:13	すいません失礼します。ページ数でいきますと、添5-71ページになります。
0:07:27	添5-71ページにご覧いただいている通り、各社がここ別紙の1-3として、衛藤瀧田さん保安規定の方、
0:07:37	バックエビデンスとしてつけておりました、こちらの保安規定の第5条におきまして、各発電所の組織、下であったりグループがどういった業務を分担してるかということに記載しております。
0:07:51	ここの保安規定の記載におきまして、先ほどの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:56	異常時の措置の部分につきましては、泊においては、異常時の措置というふうに保安規定で定めておきまして、女川島根さんにおきましては、
0:08:06	緊急時のポツというふうに定めておきましてこういった保安規定と整合する形で各社記載しているということで差が生まれているものであります。
0:08:15	以上です。
0:08:19	規制庁大塚です。そうしますとありがとうございます。
0:08:23	続きまして次のページの添5-4ページをお願いします。
0:08:32	添5-4ページの上から見て最初の緑字の原子力防災体制っていうところで、
0:08:39	泊だけですね、
0:08:44	原子力災害対策本部の設置、
0:08:48	にあたっては無限食数防災体制と、またっていう記載があって原子力防災準備体制。
0:08:55	を発令した場合ってことで二つの
0:08:58	体制を発令した場合に設置するという記載は、
0:09:05	あるんですけど、
0:09:08	ここを二つ変えた理由っていうのをちょっと説明をお願いします。
0:09:14	北海道電力の林F、ここにつきましては、技術的能力1.0の方の審査の方でご説明している内容になりますけれども、各社さんの運用と、ここは乾0側で少し違う運用になっておきまして各社さんは、
0:09:29	いわゆるルーは発生したときに、まずその準備体制等もレベル1、段階的に立ち上げて、
0:09:42	さらにそのあと、実際の防災体制が立ち上がるときにはさらに、体制をグレード1一段階上げて、体制を立ち上げるといった二段階の運用をしているんですけども、泊につきましては、最初の段階から、原子力防災体制を発令するというところで、
0:10:01	燃える時点から、もう最終形の体制に等を準備するというので、センコーさんと運用が異なる場所ですので、その部分が記載の総意として出ているものになります。
0:10:17	規制庁大塚です承知しました。
0:10:19	そうすると原子力災害対策本部を設置するタイミングっていうのは、
0:10:26	赤字の原子力防災準備態勢の時と考えてよろしいですか。
0:10:31	はい。すいません、原子力防災準備体制っていうのは、原子力防災体制の前に必ず発令するものなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:46	北海道電力の藤田です。
0:10:49	事象によって変わりますので、ALからALのような事象からなればこの準備体制が発令されるということになりますし、いきなりSEのような十条の事象が発生すれば、
0:11:01	いきなりその防災体制が発令されるということになります。ただ組織、
0:11:06	組織としては体制としては同じものになりますんで、名前が異なるということになります。
0:11:12	以上です。
0:11:14	規制庁大塚で生じました。ではここは現状の通り二つの体制を変えておくのが正しいということで理解しました。
0:11:24	はい。続きまして同じページの4ページのところで、
0:11:28	先ほどのところから少し下の方に行って、玉利の最初の青字のところの、
0:11:35	一行下のところで、事故により放射性物質を現場に放出することを防止するためであるんですけど、センコーはですね、
0:11:45	現場に法律ではなくて環境に放出することを防止するため、書いてあるんですけど、
0:11:54	これは現場という表現が泊としては適切だと。
0:11:59	あんなんしたということでしょうか。
0:12:01	そう判断した理由の方説明をお願いします。
0:12:05	ガイド電力の林です。大変申し訳ございませんここは、現場と記載した意図はなく、ここは環境と書くのが正しいところですので、誤記を修正させていただきたいと思います。
0:12:20	規制庁大塚で承知しました。
0:12:26	続きまして、添5-8ページをお願いします。
0:12:33	添5-8ページの青字部分の記載で、2行目のところに、取り組みっていう、
0:12:42	言葉が使われてるんですけど、資料全体通してみると、取り組みの李りを、
0:12:48	記載してないものがほとんどだと思いますのでここはちょっと記載の統一をお願いします。
0:12:55	北海道電力の林です。かしこまりました小割りを削除する修正をさせていただきます。
0:13:04	修正調査です。続きまして、10ページをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:13	10 ページの一番下のところで緑色のところで、センコーがですね組織っていうふうに記載しているところを、
0:13:21	泊は組織のデータのところで、施工をしたというところ、江藤村長て記載をしているんですけど、これ実際、
0:13:32	実際は、実施状況確認するのは、組織なのか組織の常務かどちらなんでしょうか。実際、
0:13:41	清は、北海道電力の小林でございます。実際は組織の調査が、
0:13:47	組織に対して実施状況を確認しなさいということですので、ここにつきましては、今おっしゃられた通り組織が確認するんですけども、ここにつきましては、
0:13:57	他の箇所につきましてはまず、各業務を主管する組織の長はというふうに記載がされておりますので、ここにつき、につきましては、
0:14:06	組織の長という記載といたしました実際は組織の長の指示に従って組織が行うこととなります。以上です。
0:14:18	規制庁大塚です。生じました。
0:14:22	実際に確認するのは、女川も、
0:14:27	同様に、組織確認。
0:14:33	するという理解でよろしいですかその記載だけ変えているという理解でよろしいでしょうか。
0:14:38	北海道電力の小林です。おっしゃる通りです。
0:14:43	規制庁大塚で生じました。ここは島根とも記載があるので、はい。このままでいいかなと思います。
0:14:55	あと続きまして添 5-56 ページをお願いします。
0:15:05	56 ページの真ん中辺のパーツが並んでるところの一番下の四つ目のポツなんですけど、
0:15:16	原子力発電所の事故時の共同パソコン上で確認できるソフトウェアを導入し、理解促進を図っているって記載があって、
0:15:23	ちょっと先行と比べて記載が少ないんですけど、ここに関しては、先行と同じような記載ができるんじゃないかなとちょっと思ったんですけど、いかがでしょうか。
0:15:36	ガイド電力の林です。こちらにつきましては、記載、
0:15:43	同意という、
0:15:46	起ころうだけではなくてですね実際
0:15:52	導入している、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:54	理解促進のためのソフト等のその機能につきまして、若干そのセンコーさんののに比べればできる、その機能に限りがあるというところが実態としてありまして、
0:16:06	当社の場合、現行と同じように変えてしまうと、少し行き過ぎた記載になってしまうと考えられる部分については、記載しないように少し差が生まれてしまっているものであります。
0:16:24	規制庁大塚です。しました。
0:16:27	次、
0:16:28	実態が違うってことは理解したんですけど、法文として見ても、ちょっと潜航よりは記載が少ないのかなと思いますので、もう少し詳細な記載が、
0:16:39	できるかと思うんで、ちょっと記載の方、検討していただいてよろしいでしょうか。
0:16:44	北海道電力の林です。かしこまりました。
0:16:48	銀行さんの構文をもう一度拝見しながら記載について再考したいと思います。
0:16:57	て城塚ですお願いします。私からはとりあえずは以上です。
0:17:04	規制庁江田です。だからじゃあ、どうぞ。
0:17:09	とりあえず本庁会議室側から、まず質問、
0:17:14	規制庁のものです。ちょっと私も幾つか確認させていただきたいことがあって、添5-9で、
0:17:22	泊はインプット、最初の赤字でインプットって書いてあって、女川アウトプットって書いてあって、
0:17:30	嶋にはアウトプットって書いてあるけどこの違いが、すみませんちょっとよくわからなかったもので、教えていただけますか。
0:17:40	北海道電力の小林です。ご説明いたします。まず、マネジメントレビューっていうのは、社長が各組織のいろんな仕事の内容です。ご説明いたしますけれども、
0:17:54	あるんですけども、その際に、ここに記載してございますが、岡部責任者、当社で言いますと、副社長の管理責任者がマネジメントレビューの
0:18:05	その社長にインプットする内容に対してどのタイミングでか、この先ほどにするだけ対してどのタイミングで監視組織に出すかというタイミングのお話になります。お話になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:18	それで、各社、マネージャ、市長からの仕事、機構が出るんですけども、そのタイミングが女川ですと、社長にインプットされた後に、
0:18:29	管理責任者からの指示事項がまた別途出されるんですけども、当社の場合は、社長にインプットする前に、一旦、社長にインプットすべき情報が集まった時点で、
0:18:41	管理責任者がまずは組織にできることを、管理責任者の権限の範囲で、指示事項を出してしまうというところでタイミングが違うということでこういう記載をしております。以上です。
0:19:00	規制庁の大野すいませんを音声がちよっとすごい、ごめんなさい。通信状況はなくて、全然聞こえなかった。ごめんなさいもう一度。
0:19:09	よくゆっくりごめんなさいお願いします。
0:19:13	失礼いたしました。これ、この
0:19:15	音声でいかがでしょうか。
0:19:18	大丈夫です。
0:19:20	はい。北海道電力の小林です。もう1回ご説明いたします。こちらは、
0:19:26	マネジメントレビュー。
0:19:28	社長が実施するマネジメントレビューというのを実施するのは、
0:19:31	各社一緒でして、これに対して社長にインプットすべき情報取り集めて、それに対して、社長からも、組織に対して指示事項が出るんですけどそれ以外に、
0:19:42	組織の責任者である管理責任者から、別に指示事項が出る。
0:19:48	管理責任者の指示事項が排出されるタイミングの記載をしてございます。それで、女川につきましては、マネジメントレビューを、
0:19:58	一旦社長に、
0:19:59	社長のマネジメントレビューを受けてから、社長の蘇武社長の指示事項と管理責任者の指示事項が出るんですけども、
0:20:09	当社の場合は、社長に報告する。
0:20:12	インプットすべき情報が集まった時点で、一応、一足早く管理責任者が組織に指示事項を出すと。
0:20:20	ということで、各社、管理責任者が、
0:20:24	マネジメントレビューの指示事項を出すんですけども、当社の場合は、
0:20:29	そのタイミングが、
0:20:30	社長に報告する前に、管理責任者ができる範囲で、組織に指示事項を出すと。
0:20:36	ということでこのような記載となっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:41	規制庁の佐野、説明はわかったんですけどそしたら社長。
0:20:46	彼の、
0:20:48	そのオーナーとかで書いてあるアウトプットに該当するようなものはないっっちゃうことなんですか。
0:20:57	岡野李の小林です。
0:20:58	翁長と同じようなものがございます。で、同じようなものが出て、ただ、その管理責任者の指示事項が発出されるというのが、
0:21:07	女川の記載ですと、
0:21:09	マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項という記載になっておりまして、
0:21:15	当社の場合は、マネジメントレビューのインプットに基づく管理責任者の指示事項。
0:21:20	ここはタイミングのことを記載してございまして当然、
0:21:24	社長のマネジメントレビューのアウトプットにつきましても、管理責任者は確認するというプロセスになってございます。
0:21:31	規制庁のSなんかちょっとちょっとよくわかんなかったのは、
0:21:35	その社社長のマネジメントレビューのアウトプットっていうのが、
0:21:42	他のプラント書いてあってであれなんですかねと泊のは何か今、その社長に、
0:21:49	入れるべき情報に対しての話しか行ってなくて、じゃあ社長からのアウトプットが何か少しそのインプット、
0:21:57	と違った場合とかってそういう時の対応はないないっっちゃうことですか何かよくわからなくてですね、ごめんなさい。
0:22:07	北海道電力矢野です。アウトプットと言ってるのはですね、マネジメントレビューを受けてその結果として社長からご指示いただくと。
0:22:17	知事こうアウトプットと呼んでおります。女川の方はですね、社長からのご指示アウトプットがあってそれに基づいて、管理責任者の指示を出す。
0:22:27	そういったことになってましてそれについて、弊社の方はですね、インプットをまとめる段階で、管理責任者から指示を出す、そういった流れになっております。
0:22:36	以上です。これでよろしかったでしょうか。
0:22:49	小野君ちょっといいか。
0:22:54	宮本ですけど。
0:22:59	はいどうぞ。すいませんちょっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	宮元ですけど尾野君聞こえてますか、聞こえてますごめんなさい。多分ちょっとちょっと通信状況が悪くてすみません。
0:23:14	宮本ですけど今のところ、結構非常に重要で、
0:23:19	我々が確認してるのはその部分ではなくて、管理責任者が社長のアウトプットに対して関与してるんですかしてないんですか。ですよ。
0:23:29	今言われてるのは、管理責任者が、マネジメントレビューのインプットの前の段階で、そのインプットを見て確認して多分指示出されると思うんだけど、
0:23:39	実際のマネジメントレビューを実施した後に社長から指示が出てきてるんだけどそれは、管理責任者を通さないでそのまま下におりるのか、管理責任者それを確認した上で、事前に出したインプットと相違ないのかプラスアルファがあるのかっていう最終的な
0:23:56	排出をアウトプットとして呼びここに記載されてないので、その関与っていうのは、
0:24:02	ないっていうのが、今のこの記載ぶりですって次先行と比べると明らかに違うんだけどそこはどうなってるんですかってことなんですけど。
0:24:12	北海道矢野です。申し訳ありませんご指摘いただいた中で、後者の通りです。社長からご指示いただいて、管理責任者の指示というものと整合を確認してその上で、
0:24:24	指示という形で固めているとそういった流れになってございます。
0:24:28	以上です。
0:24:29	網谷です。土居だったらこの記載で変わるんじゃないですか。
0:24:40	北海道電力の小林です。
0:24:42	今、ご理解、今の宮本さんの、
0:24:45	ご指摘理解いたしました当社としましたら、他社
0:24:49	先行電力さんは、マネジメントレビューの、
0:24:53	インプットのタイミング。
0:24:54	アウトプット社長からのアウトプットに対して、
0:24:57	社長からの方、
0:25:00	アウトプット、マネジメントレビューのアウトプットに対して、管理者、責任者指示事項を発するという記載がございまして、当社のプロセスでは、インプットの段階でも、
0:25:09	知事意向を出すというプロセスになっておりましたので、インプットという記載をしておりました。ただ、今ご指摘いただきましたように、当

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	然、他社と同じようにアウトプットに対しても、管理責任者内容を確認しておりますので、
0:25:23	その記載については適正化いたしたいと思います。
0:25:26	以上です。
0:25:28	名簿ですけど、こう書いてあるのは、インスマネジメントシステムの実効性のあることを評価するなんで、基本的には各社どこも助役をもとにやってるはずなんですよ。
0:25:39	そうするとここの記載が変わるわけがなくて、本来は変わってるのであれば明らかに他社とのシステム管理が、この品質マネージメントのもとの八百屋になってる
0:25:50	くだりが、そのやり方が変わってるはずなので、こういうのを簡単に書いてしまうと、すごく問題があるので、事業者の方はそこはよく確認してもらわないと。
0:26:01	今回みたいなことを、この記載が余りにもアウトプットということで言葉が違いすぎるので、よくそこは注意してもらえますか。
0:26:11	北海道電力の北海道電力の小林説承知いたしました。今、
0:26:16	ご指摘いただきました段落の上の部分、2、三行なんですけれども、管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットをもとに、各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示すると、いうふうにも書いてございますので、
0:26:32	そことの整合もあわせて、ここのインプットというのは確かに、
0:26:36	もうちょっと、
0:26:38	内容を理解して記載すれば、
0:26:39	よかったと思いますので、インプットではなく、アウトプットというふうに適正化いたしたいと思います。ありがとうございます。以上です。
0:26:47	はい。私からは、とりあえず今のところは以上です。
0:26:54	小野ですありがとうございます、ようやく理解できました。
0:26:58	すいません。はい。とりあえず、
0:27:02	1回私からはすいません以上です。
0:27:10	いや、ちょっと私のほうから何点か確認しましょうか。いいですか。
0:27:17	はいお願いします。
0:27:21	まずですね、添5-3 ページ。
0:27:25	ここちょっと確認なんですけどさっきちょっと大塚グループとかとか、あのところ確認してるところの、
0:27:30	上の方のところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:33	泊発電所発電用原子炉施設の運転管理業務はっていうところから始まるんだけど、
0:27:38	ここに書いてあるところ非常時の措置に関する業務と書記職活動のための体制の整備に関する業務、これはなぜ運転が入ってないんですって。
0:27:53	北海道電力の林F。
0:27:56	実際にこの細かな
0:28:00	個々の業務、業務ということになりますと、それぞれの業務について、発電する運転が部門が関わったりですとか補助部門が変わったりとか、そういったものは、
0:28:12	あるんですけども、ここの添付書類5の本文側の記載の、に係るところとしましては、先ほどお示ししたべき、保安規定の第5条に示している。
0:28:24	組織の業務分担に関する記載と整合する形で、ここの記載におきましては、ここに記載している下が主たる業務の担当者ということで記載されておりますので、
0:28:36	そこと整合する記載にしているものであります。
0:28:40	網谷です。それ潜航も同じような考え方で整理してますか。
0:28:46	北海道電力の林です。先行電力につきましては、実際には
0:28:51	二つの二通りのパターンがあるというのを認識しておりまして、実際この今、リファレンスにな、並べている女川さんと島根さんにつきましては、
0:29:02	現状、現状の泊の記載のやり方と違うというのは理解していて、女川島根さんにつきましては、
0:29:12	別紙は理解していて、この額につきましては、案でつけている第五条の今期の範囲に限らずですね、その他の細かな業務について、保安規定の後段の方で定めている。
0:29:25	各業務の
0:29:28	実際の手順の方ですね、手順と今、業務の進め方の方で主語として登場する、各組織について拾い集めてこちらに記載しているということでそこが江戸差異があるということは、認識しております。一方
0:29:44	例えば先日、昨年12月、8月ですかね、伊方さんが一番最新の添付書類5の申請をされていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:59	いうふうに認識をしましておまして、最新の伊方さんの添付書類5の方も確認させていただくと伊方さんの方は、保安規定の第五条と整合する形で、
0:30:10	この添付書類5の記載をされていたというのを認識していて、どちらにすべきかというところを考えたときに、ビジネスとして別紙1-3では、第5条の部分しかをつけてないというここは先行皆さん同じでしたので、
0:30:24	書類を間にさせていただく観点からも、ここのエビデンスと整合した記載にするのが適切ではないかというふうに判断してこの記載を採用しているものになります。
0:30:36	宮尾です。私はそれを認識してここに何で言い方が入ってないんですかってことなんです。
0:30:43	北海道電力の林、ご指摘の通りだと思いますのでここに、伊方の実績の反映ということで記載させていただきます。大変失礼いたしました。
0:30:53	この手の話はこれもう何回も再三言ってますからね。私は認識して多分これPWRに合わしてるんだろうなと思ったんですけどそこに書いてあることは何も書かれてないので、
0:31:06	結局、来この手の話この手の資料というのは基本的にはPもBもあんまり変わらないので、Bに合わしてくるのかなとは思ったんですけどそうじゃなくてPに合わせてそれは選択の自由があっていいと思うんだけどある程度ね。
0:31:21	だけどそれならファレンスプレーンとしてそれをやるのであればしっかりはうっていうのはもう他の条文も含めた共通のルールとして理解されていたと思うんですけど、これを理解されていないグループがあるっていうのは、
0:31:34	社としてどう考えられてるんですかね誰か回答してもらいます。
0:31:42	北海道電力の藤田です。
0:31:44	すいません。この辺りは、各グループ、把握してはいるんですけども、ちょっと至らないところがありましたここちょっと私も確認して、見落とししたところがございますので、
0:31:57	これから気をつけたいと思います。大変失礼いたしました。
0:32:03	あ、規制庁目とりあえずよろしく願いしますしっかりやってください。あとですね、ちょっともう、あれなんで次に移ります7ページいきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:13	添5-7ページをいきまして、これ品質保証活動(4)のところ、マニュアルが下の部分書いてあって、泊の場合はこの四つあるっていうのは保安規定の記載からわかったんですけど、
0:32:28	dす。そうであって、今度9ページに行くと、
0:32:34	原子力統括部長は11号の管理責任で各部共通する事項であるということで、ここには二つしか出てこないと。
0:32:43	先刻これ品質マニュアルの改訂って言うので、そうすると、
0:32:47	7ページで書いてあった四つの文章のうちの残り2分車どこ行ったんですか。
0:32:59	北海道電力の小林でございます。
0:33:02	こちらは先ほどのマネジメントレビューのインプットの記載と関わるところで同じように記載のし理解が浅かったかなというところにして、実際ここに、
0:33:12	9、
0:33:13	9ページ目に、原子力事業統括部長は、この二つの文書しか記載してごさいませんでしたので、こちらにつきましては業務プロセスとしてまず先ほど載せていた。
0:33:25	7ページ目にある原子力品質保証計画書及び、
0:33:29	含まれません品質保証計画書というのはまずその前段で、
0:33:33	原子力部長または泊発電所長が改定を確認した上で、
0:33:40	そのあと原子力事業統括部長に情報が流れるということにして、実際は原子力事業統括部長というのは、品質マニュアル改定に関する確認をすることになるんですけども、ここは、
0:33:51	あくまで一次文書の承認者の観点で、
0:33:56	現職事業統括部長が、
0:33:58	当初の承認者となってございます。品質マネジメントシステム計画を、
0:34:03	原子力総合品質保証規程という記載をしてございました。
0:34:09	以上です。
0:34:12	網小野瀬D。
0:34:14	そうなると、
0:34:17	9ページの記載を変わるんですか、変わらないんだけど、どっちなんですか。
0:34:28	9ページの記載のままで、
0:34:34	問題ないということ認識です。
0:34:42	ちょっと待ってね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:46	なぜ問題ないかがちょっとわからないんだけど、
0:34:49	すいません北海道電力伊藤でございます。
0:34:52	まずですね7ページに記載してます。品質、保安規定第3条、原子力総合品質保証規定、原子力品質保証計画書及び
0:35:04	泊発電所品質保証計画書というのがですね、品質マニュアルチームとして位置付けているものでございます。当該四つ文書ございますけども、当該四つある文書のうちですね、
0:35:16	保安規定第三条、品質マネジメントシステム計画と、原子力総合品質保証規程に関しては社長制定の文章になってまして、社長制定に至るまでにはですね当然
0:35:28	管理責任数ある原子力事業統括部長の確認を経て、A社町村において制定しているものでございます。一方でですね、原子力品証上計画書等、
0:35:40	泊発電所品質校長計画書については、元食品創造計画書については私の原子力品質保証部長の権限で承認しているものになってございます。
0:35:52	泊発電所の品質保証計画書に関しては、発電所長の権限で承認をしているものになってます。
0:36:00	その承認の権限に関してはですね。
0:36:03	ごめんなさい、なんぼかな。
0:36:06	46ページ、添5-46ページのところに、加来部長の宗新居さんを記載してございます。
0:36:14	このようにですね承認さあがちょっと違うところがございまして、社長まで制定する文書に関しては当然原子力部長も、原子力統括部長も、
0:36:25	内容を確認した上で増員を手続き取ってますので、
0:36:28	9ページのところの原子力事業統括部の職務としてはですね二つのマニュアルをのみを記載させていただいているという状況になってございます。
0:36:39	宮本ですけど、今の流れをある程度理解したんですけど、
0:36:45	ちょっと昨日の7ページで品証小活動の全体を定めたマニュアルをもともと四つ挙げられていて、四つの管理責任者が、本来
0:36:57	フィッシュボーンの管理責任者である、統括部長の仕事ではないのかな。ここで言っているその確認の頻度っていうのは、
0:37:07	レベルは違うかもしれないんですけどこの改定に関する確認というのが、承認までを指してるのかちょっと私はそこまで認識してないんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:15	そういう意味だと、先行と差があるような気がするんだけどそこは違うんでしたっけ。
0:37:24	北海道電力伊藤でございます。当社の場合の品質補マニュアルの体系といたしまして、まず、保安規定の第3条にですね基本的な要求事項を定めてまして、
0:37:37	その次にですね原子力総合品質保証規程の方で、社長とかですね原子力事業統括部長が実施すべきこと、あとその他の組織が実施すべきことを定めてございます。
0:37:50	その他の組織が実施すべきことに関してはですね、原子力部が実施すべきことに関しては原子力品質保証計画書を定めて、泊発電所が実施すべきことに関しては、泊発電所品質保証計画書を定めてございます。
0:38:04	なので原子力部とか泊発電所で実施すべき事項の基本的な要求事項は、原子力総合品質保証規程の方に定められてまして、
0:38:15	当該のところをですね、原子力事業統括部長の方で確認承認したことで、具体的な品質保証活動以降に関しては、確認を終えているという手続きを踏んで、承認をさせていただいているというふうに思っております。
0:38:30	一方ですね各組織でやる具体的なことに関してはですね各組織側の方で承認決議をすることで、決済経営者を定めてまして、
0:38:40	そういう意味で原子力城統括部長職務としてはですね、品質マネジメントシステムと、原子力総合品質創造規定をのみを改定を確認するというふうに、
0:38:51	運用してございますので、その運用を変えているということになります。
0:38:58	規制庁宮です言われてることは理解したんですけど、
0:39:03	等であれば9ページに何らかの記載が必要なんじゃないかなと思っております要は、
0:39:12	変更に記載が、他のPWにあるかないかわからないんですけど、
0:39:19	ここで言われている、いや私が気にしてるのは品質保証活動の一次文書として位置付けて僕書かれてるのがこの四つであって、今の説明から見ると、
0:39:28	9ページにある、この二つの文書ニーズマネジメントシステムの計画等原子力総合品質保証規程が、どちらかという一次文書で、その実効性あるものとしての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:40	二次文書という言い方が適切かどうかわかんないけど計画書と発電所の品質計画書があるっていう。
0:39:47	多分そういう体系なんですよ多分ね。そうすると、
0:39:54	インス保証活動のもともとの根底を四つ書いてるんだけど、次のページで二つしか出てこないっていうのが、ちょっと違和感があるというのが今の私の認識です。
0:40:04	はい。了解いたしました。ここの記載をですね少し二つしかマニュアル書いてないんですけども、ちょっと丁寧に書き下して、他の二つのマニュアルに関しては、
0:40:18	原子力事業統括部長以外の権限でやって決裁なり確認をしてるっていうことを何か表すような記載に、検討したいというふうに思います。
0:40:32	はい。お願いします。ちょっと記載方法についてはまた相談していただければなと思いますあと、あとですねちょっとこれ確認なんですけど、
0:40:42	発電所、その下で言えば、多分、どっかでまとめて書いてあったんですけど、
0:40:51	各部部署長になってくんだけど、
0:40:54	実は、
0:40:55	一応体制上あるんだけど、それは、例えば発電所とかになる。
0:41:02	対策室とかがあるんだけど、
0:41:06	これは発電所所長の下になるので、ここではもう室、センコーみたいに室はないということですかね。
0:41:17	はい。北海道電力伊藤でございます。はい、ご理解の通りです。
0:41:23	はい。わかりました。
0:41:26	あとですねちょっと確認すいません初めの方に戻るんだけど、3ページのところ点ほど3ページのところで、
0:41:36	島根女川泊っていう三社冊数が並んでいて、
0:41:43	特に島根とかは顕著に書かれてて、要はイチフジコを踏まえた1画で、一部事項の後で取り組まれた内容が、
0:41:56	明確に書かれていますっていうことになってるんですけど、泊は多分そういうところあんまりないんですかね。
0:42:08	一緒だよ。北海道電力の林F。
0:42:11	ちょっとあの記載フリーとして、島根さんのように、この1Fを踏まえてというようなくだりがなかったので少しと違うように見えてしまっておりますけれども、
0:42:21	泊の方で記載させていただいております。平成29年、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:28	4月に
0:42:30	安全推進グループ原子力安全推進グループですとか原子力リスク管理グループを設置していることですかその上のダムをですね、
0:42:39	防災安全対策室を平成26年10月に設置していることですがこの辺りにつきましては、
0:42:47	福島事故の件を踏まえた上で、さらなる安全性向上ということで取り組んだ内容になりますので、
0:42:55	意図としては島根さんと同じところがあるというふうに考えてます。
0:43:00	わかりました。えっとですね、ちょっと女川の方は有毒ガスのバックフィットってということで、
0:43:06	レビジョンかかっているんだと思っていて、ただちょっと、新規制の時も書いてあったかどうか忘れたんですけど、
0:43:13	できれば島根のようなところの新規制である以上は、少し書いていただいた方がいいかなと思いますのでよく検討していただければなと思うんですけどいいですかね。
0:43:24	北海道電力、李電力の林です。かしこまりました。導入のリード文のところにつきまして島根さんを参考にして、修正したいと思います。
0:43:36	はい。
0:43:36	私の方は以上です。
0:43:42	規制庁の片木です当店5-43ページをお願いします。
0:43:52	ここの一番下2個のように、入手し、入手した情報をすべて社内のシステムに登録して泊にも記載あって、
0:44:01	女川にもあるんですけど女川ってDぼつて、
0:44:05	社内のシステムにその内容を登録するっていう記載があってそれを受けて多分このようにだと思っんですけど。
0:44:12	泊はどこを受けてこのようにって書かれてるのでしょうか。
0:44:31	全体はちょっと。
0:44:33	北海道電力の林F、藤。
0:44:38	少しそうですね直接的に、泊の記載だと、システムにという言葉がなく、またわかりにくいという点で不適切だったかなというふうに思いますけれども泊の場合、
0:44:50	現状の記載でいきますと、このようにもう少し上のところに、本店取りまとめ箇所は、管理表にその内容を登録するという記載をしております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:02	ここで管理表に対して、この内容を登録するところは記載しております。ただここがこの、このように知って無に登録するという記載との
0:45:14	繋がりがちょっとわかりにくくなっておりましたので、記載ぶりについては検討したいと思います。
0:45:20	規制庁唐木さんは、前後のその繋がりがわかるように修正をお願いします。あと点は37ページをお願いします。
0:45:34	ここ真ん中あたりに、新規規制基準施行より以前についてという書き出しで、
0:45:42	原子炉格納容器ベント装置の設置っていうのがあるんですけどこれ、具体的に、
0:45:49	ちょっと説明していただけますか。
0:45:55	北海道電力の林です。こちらの記載につきましては、新規規制基準が配置されはっされるよりも前にですね、
0:46:08	今で言うところの、
0:46:12	あと特重施設といいますか新規性基準後における、特重施設に該当するような施設につきましてこれに類するような安全対策工事について事前に、
0:46:24	検討していたというところを記載しております、今で言えば特重施設における、
0:46:35	あんまり言う難しい。うん。計器基準前に、いわゆる格納容器のベント装置の取り付けのようなものを検討していたということを期待してるものになります。
0:46:48	規制庁唐木伊勢衛藤設置って書かれてるんですけど設置の検討というのはどっかで読めるんでしょうか。
0:47:20	北海道電力の林です。大変失礼いたしましたちょっと文脈から今のそういった検討をしていて、まだ設置しているものではないというところが読み取れない構成になっておりますので、その辺りがきちんと読み取れるように記載ぶり修正したいと思います。
0:47:39	規制庁加瀬技師了解しました私からは以上です。
0:47:48	はい。規制庁江田です。秋本さんお願いします。
0:47:53	それじゃ秋本です今の点をちょっと私も言おうかなと思ってたんですけど
0:47:59	円筒のところなんですけど、それってあれなんすか先行もう、5に書いてあって、ごめんなさい先行PWRもそうなん。
0:48:08	同じレベルなんじゃないかななんて思ったんですけど、変更も書いてあるっていう理解ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:16	北海道電力の林です。先行のPWRのテンゴウにおいてはここまで
0:48:22	この部分の記載を詳しく
0:48:26	書いていないところがありまして、BWR丹がこの辺り細かく書いているというところで、
0:48:34	我々がPPWRだったらこういう記載になるかなというところを、今回検討して記載しているものになります。
0:48:48	規制庁秋本です。赤、
0:48:52	ような気もしないでもないですけど特重の話も
0:48:58	どうなのかなあと思ったんですけどこれはあれなん。
0:49:04	の方の相違にはならないんですか。
0:49:10	北海道電力の林F、ご指摘の趣旨、
0:49:14	ご最もだと思えますのでちょっと我々もここ、PWRにここら辺の記載がなくて、かなり等同様どのようにBWR実績を反映していくのか。
0:49:25	難しいところあったんですけども今日、本日ご指摘踏まえて、
0:49:33	ちょっと一度持ち帰って、記載考え直したいと思います。
0:49:40	秋元ですか私からは以上です私もこの件はちょっと疑問だったんですけど解消されましたので大丈夫です。はい。以上です。
0:49:54	規制庁の尾野です。ちょっと私からごめんなさいもう1個、ちょっと確認させていただきたくて、5-6ページで、
0:50:02	原子炉の熱出力なんですけど、なんで泊だけ薬ついてるんですか。
0:50:25	北海道電力の林です。
0:50:28	まず、この2種熱出力の記載につきましては協会の規格記載等出力の記載につきましては踏襲した形で記載を、
0:50:38	検討していたものになります。
0:50:44	規制庁の方です許可の投資、記載のんとしてあれなんですけど申請書上にその役っていう形で申請してるってことですか。
0:50:58	北海道電力の林です。ちょっと今、手元に
0:51:02	すみませんそのエビデンスが手元になくて確認をさせていただきたいと思いますけれども、
0:51:09	こういった
0:51:11	そのつもりで境界を確認して薬をつけたというふうに
0:51:16	記憶しております。
0:51:19	規制庁のやつわかりました。他のプラントはついてないから泊だけですよってことですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:27	少し確認して、その件についてはご回答したいと思います。よろしくお願ひします。
0:51:33	以上です。
0:51:36	規制庁上田でその他規制庁側からありますか。
0:51:46	そうしましたらじゃ次、添付 11 の方に行こうと思ひますけれども、大丈夫ですか。
0:51:52	じゃ、事業者から添付 11 の方の説明を始めてください。
0:51:59	はい。北海道電力の小林でございます。添付 14 につきましては、4 月 11 日に 1 回目のヒアリングがありまして、それについてご説明いたしました。それを受けて、
0:52:10	主にそういう理由の拡充について。
0:52:13	について、お話がありましたので、そちらを今日お出ししている資料 4 の記載箇所被災適正化箇所リストに、
0:52:21	4 ヶ所記載しておりまして、該当箇所を、資料 2-2。
0:52:26	演舞留置に関する品質管理に必要な体制の整備に関する説明書の比較表の該当部分に、いずれにしております。
0:52:34	以上です。
0:52:38	失礼いたしました。併せまし。
0:52:41	で、添付 11-安保につきましては、今回ご用意しております資料 3 の後ろの方に追加しております。以上です。
0:52:50	はい規制庁植田でそれでは質疑に移りたいと思ひます。まず本庁側から何かありますか。
0:53:00	それではこちらないのでウェブ参加の方で何かあれば、挙手をしていただければと思ひますが、
0:53:15	特に何もなければ
0:53:19	スペアリングを終わりにしたいと思ひますけど大丈夫ですか。
0:53:23	パートですか。そうか、パートも、
0:53:29	は、北海道電力さんのパワポのほうの説明って今日ありますか。
0:53:38	北海道電力の林です。パワーポイントにつきましては、中身まで、ご説明することは考えておりませんでしたけれども、
0:53:49	ご説明、
0:53:53	衛藤守。
0:53:55	簡単に構成だけご紹介させていただきますと、添付書類 5 にまずつきましてですけれども、指針への適合状況を網羅的に示すという観点で、指針等に対する当社の適用状況を一覧にまとめた表という形で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:13	お示しする構成とさせていただいております。この適用状況についての当社の記載の部分の
0:54:21	んですけれども、今日まとめ資料の本文からピックアップしてるものになりますけれども、ピックアップ箇所につきましては、センコーさんの
0:54:34	審査の
0:54:37	地理院、審査の視点等会再建させていただきまして、そういった審査の視点の中で、ポイントとされていた点を網羅的に抽出するように構成をしておるものになります。
0:54:49	テンゴウ側のパワポの説明は以上になります。
0:54:53	はい。じゃあ、何か質問、或いは、挙手をお願いします。
0:55:01	宮本ですけど、いいですか。
0:55:03	はい。お願いします。
0:55:05	中身の話では中身の話とかパワーポイントの全体だし、ちょっとさっき聞き忘れたんですけど1ヶ所だけパワーポイントにちょうど今あったので、確認なんですけれど、
0:55:16	ドキュ、パワーポイントの9ページで、炉主任の話があると思うんですよ。
0:55:21	基本的にここに書かれているので、今後多分特重、すいません、SEの原SEの体制のところでもなるのかもしれないんですけど、
0:55:34	今の現状を教えてもらいたいのはこの本店の炉心には本店の保安に関する管理職はい、配置するって方になってるんですけど、
0:55:43	これは発電所に常駐されてるんですけど。
0:55:48	北海道電力の林です。5日の通り、発電所に常駐しております。
0:55:54	栗田これは本店の管理職の職なんですけど
0:55:59	本当にいるんじゃないかと発電所にいるってそういうことですね。
0:56:02	はい、おっしゃる通りです。
0:56:05	はいわかりました私の方は以上です。
0:56:08	はい、じゃあ大塚さんお願いします。
0:56:13	規制庁大塚です。4ページのところで
0:56:18	軽微なコメントなんですけど、下の運転及び保守の業務のところの1ポツ目で、泊発電所3期の約、
0:56:27	33年にわたる経験を有するってあるんですけど、これはいつまでの期間のことを言ってるんでしょうか。
0:56:34	北海道電力の林です。2023年の1月までの実績になります。
0:56:43	規制庁大塚で生じました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:46	場合によってはここは今後、年数が変わる可能性もあるということで、
0:56:54	記載の方修正しなきゃいけない。
0:56:57	かもしれないっていうことを認識してみてください。
0:57:01	北海道電力の林、かしこまりました。美馬の2023年1月という、
0:57:07	設定につきましては、添付書類5、基本的には全体を通しまして人数の集計ですとか有資格者の確認ですとかそういった点すべて、今回今2023年1月時点ということで、データを集計させていただいております。以上です。
0:57:23	規制庁大塚です。私からは以上にする。
0:57:28	じゃあ、秋本さんお願いします。
0:57:32	すいません。パワポじゃないんですけどさっきの現場の話でちょっと私の言い方があんまり良くなかったかなと思ってちょっと書きちゃいけないみたいな感じでとらえられたらちょっと。
0:57:43	誤解するかなと思ってよくないかなと思って
0:57:47	別に変えちゃいけないわけ自重していただいても構わない、構わないとは思いますが、ちょっと違和感があったっていうくらいなんで書きかければ書いていただいても構わないんですけど。
0:57:59	先行Pが一んの検討状況とかも踏まえた上で、記載されてるのかなっていうところがちょっと疑問だったっていうぐらい。
0:58:10	ということだけちょっとお伝えさせていただきますというだけです。以上です。
0:58:15	北海道電力の林、拝聴いたしました今のお話も踏まえて、改めて記載検討したいと思います。
0:58:26	規制庁の尾野です。一応確認だけなんですけど、この%等の構成っていうのは、島根の本体許可で、
0:58:35	審査会合で使ったやつと同じ構成と理解してよろしいでしょうか。
0:58:41	北海道電力の小林です。島根井では、添付5のパワポを用意しまして今回のご用意したものは、添付11につきましてパーフォを作って、後に、
0:58:52	2ページつけておるんですけども、島根の場合は、添付5のパワポに添付11のまとめ資料。
0:58:59	添付11まとめじゃなくて、まとめ資料そのものを用意されていたという状況でした。
0:59:06	で、
0:59:07	4月10日のヒアリングの際に、まずはそれも含めて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:11	添付5の後ろに添付ジオパークを入れてみてというお話になりましたので今回、添付5の後ろに添付11をつけたというものになります。で、島根の場合は、添付11のパワポは用意しておりません。以上です。
0:59:24	次長浅野それはわかりましたありがとうございます。であれ、あれですかね。5の
0:59:31	記載ぶりとか数っていうのは大体間瀬先行で説明したやつと同じような中身になってますっていうことでいいんですよ。
0:59:39	はい。北海道電力の林です。説明が不十分で失礼いたします添付書類5のパワーポイントの作りにつきましては、指針への適合性を一つずつ改善、説明していくという、そういった流れについては島根さんと同じつくりになっておりますけれども、
0:59:55	パワーポイントのビジュアルといいますか、見た目という観点でいきますと島根さんは、指針一つ一つに対して、ページ数をページをかけて1枚ずつご説明していくような構成になって、
1:00:07	おりましたねそういう点では見た目というか作りという点では若干異なりますけれども、ここにつきましては我々のその他の条文の、
1:00:18	会合におけるパワーポイント資料との整合という方を優先いたしまして、こういった一覧表の形式で今回作りしたものになっております。以上です。
1:00:27	規制庁的那須説明ありがとうございます。承知いたしました。私から以上です。
1:00:34	大野です他は大丈夫ですか。
1:00:41	はい、規制庁江田でそうしましたら事業者側から何かありますか。
1:00:46	北海道電力の林です。先ほど1点、消火不十分となってしまいました熱出力の薬の記載ですけれども、我々の既許可も、薬がついているということとあとは
1:01:00	大井さんですとかの先行の添付書類5の記載の方でも薬をつけられているというところで、ここはPWRの記載に合わせて薬をつけるようにしていたものであります。以上です。
1:01:16	はい、規制庁です承知いたしましたありがとうございます。そしたら左右のところにどこと一緒にとか書いといていただけたらと思います。以上です。
1:01:24	北海道電力の相原施設課長もありました今の熱出力の点それから先ほどの発電所の組織の業務分担の件につきましてはきちんとPWRの実績の反映がわかるように記載をして修正させていただきます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:40	はい。規制庁植田です。そしたらじゃあ、本日のヒアリングを終わりにしたいと思いますありがとうございます。
---------	---

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。